

ニュージーランドにおける キャッシュレスの進展と銀行活動の変容

川 本 明 人*

(受付 2022年 5月 26日)

目 次

はじめに

- I ニュージーランドのキャッシュレス状況
- II ニュージーランド準備銀行による調査と貨幣の理論
- III ニュージーランドの銀行活動の現状
- IV フィンテックが変える決済システム
- V むすびにかえて——デジタル社会の課題

は じ め に

ニュージーランドの中央銀行であるニュージーランド準備銀行 (The Reserve Bank of New Zealand, Te Pūtea Matua) は、2017年以降、同国の貨幣や通貨制度のあり方について調査や意見表明を積極的に行ってきた。その背景には、情報テクノロジー (IT) が金融の領域にも浸透し、両者の融合であるフィンテック (FinTech) と称される現象が、世界的に広がったことがまずあげられる。そして、国内の通貨制度に目を向けると、ニュージーランドでは早くから銀行カードやクレジットカードを利用した決済が普及し、いわゆるキャッシュレスの比率が高い国であった。そこから、通貨の管理者である中央銀行として将来の通貨制度を見据えた場合、現金のあり方をどのように考えたらよいか、さらにはデジタル技術を用いた通貨や暗号資産の拡大にどのように対応していったらよいか等について、一定の見解を持つことが求められた。そこでニュージーランド準備銀行は、2018年に「現金の将来に関するプログラム (Future of Cash Programme)」をスタートさせて通貨に関する概念整理や現状の調査を進めながら、広くニュージーランド国民の意見も聞いて政策や法制度の改正につなげようとしてきた。

本稿は、ニュージーランドにおけるキャッシュレスの状況について概略を述べた前稿¹⁾の続編として、その後には発表されたニュージーランド準備銀行による新たなペーパーもふまえ

* 広島修道大学 名誉教授

1) 川本明人「ニュージーランドのキャッシュレス決済と COVID-19——ニュージーランド準備銀行の調査から——」『ニュージーランド研究』第28巻、2022年3月。

ながら、ニュージーランドにおけるキャッシュレスの進展、および通貨ビジネスを一元的に担ってきた銀行とプラットフォームやフィンテック企業との競争、そしてニュージーランドにおける今後の通貨制度に関わる立脚点や中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency, 以下、CBDC と略す）の課題等について考えていくものである。

以下、第 I 節では、ニュージーランド準備銀行が行った最新のキャッシュレス調査から、ニュージーランドにおけるキャッシュレスの状況について以前からの変化や特徴を概観する。第 II 節では、そうしたキャッシュレスの現状と国民から得た意見などをもとに、ニュージーランド準備銀行が2021年に新たにまとめたペーパーから、ニュージーランドにおける貨幣や通貨についての考え方や展望を見ていく。第 III 節では、通貨の流通や決済制度を担っているニュージーランドの銀行の特徴を述べる。とりわけ、外国銀行のパフォーマンス比重がきわめて高いニュージーランドでは、グローバルな銀行ビジネスの動向が、キャッシュレスや通貨制度の展望に大きく影響する。第 IV 節では、現在のキャッシュレス決済の利便性をさらに高めるために導入されようとしているオープンバンキングにふれながら、ニュージーランドのフィンテックビジネスの課題を整理する。最後の第 V 節では、ますます進化するデジタル通貨に関するセキュリティ問題に触れながら、国民のための通貨イノベーションが進められるべきであることを強調する。

I ニュージーランドのキャッシュレス状況

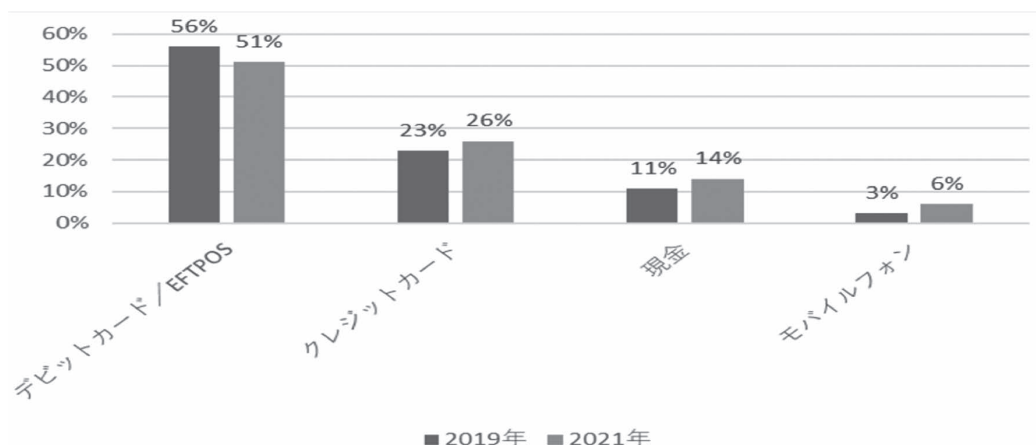
先にも述べたように、キャッシュレスの傾向が国内で大きく進むに連れて、ニュージーランド準備銀行は、キャッシュ（現金）の将来のありかたを見定めながら通貨制度の現状への対応を迫られるようになった。そこで、まず国民の決済方法の現状に関して2017年から調査を開始した。この調査結果は *Cash Use Survey 2017* として報告され、次いで2019年版として *Cash Use Survey 2019* が、さらには2021年版として *Summary Report: 2021 Cash Use Survey* が2022年2月に報告された。そこで、この2021年版のサーベイに依りながら、キャッシュレスの状況を確認することから始めよう²⁾。

図1は、ニュージーランドで好まれる決済手段の割合を2019年調査と2021年調査を比較して示したものである。

まず、デビットカード/EFTPOS による決済が56%から51%に減少したものの、依然とし

2) The Reserve Bank of New Zealand, *Summary Report: 2021 Cash Use Survey*, February 2022. 当調査は、2021年8月から10月にかけて18才以上のニュージーランド国民に対して行った3,107人分のアンケート回答（回答率29%）を集計したものである。なお、過去との比較は統計的継続性が保てるようサンプルのウエイト付き集計をしている。また、当調査の前に2020年にオンラインによる暫定的な調査を行い、2017年から2020年の間の各調査を比較したレポート *Comparison Report: Cash Use Surveys 2017, 2019, 2020, June 2021* も報告されている。

図1 ニュージーランドで好まれる決済手段



(出所) The Reserve Bank of New Zealand, *Cash Use Survey 2019*および *Summary Report: 2021 Cash Use Survey* より筆者作成。

で最も多く好まれている結果となっている。次いで大きな割合を占めるのがクレジットカード決済で2021年で26%、モバイルフォン決済も2021年で6%と、いずれも2019年と比べて増加した。現金の使用も2021年では14%と多少増えている。

デビットカードの利用によるEFTPOSのシステムは、ニュージーランドでは1985年に導入されており、早くからニュージーランドにおいてキャッシュレスが普及していく牽引的役割を担ってきた。ニュージーランド国民の15歳以上のデビットカード保有率は、2017年で96.2%（クレジットカード保有率は60.9%）と極めて高い比率であることが、世界銀行のデータベースでは報告されている³⁾。

以前は相対的に少なかったクレジットカードの利用も徐々に増えている。PIN番号の入力が不要なPayWave等も普及し、クレジットカードにデビットカード機能を付与したものも増え、クレジットカードの普及に一役買っている。しかしながら、加盟店がカード会社に支払う手数料が負担になっているという問題は依然として残されている。

携帯電話を利用するモバイルフォン決済は比率的には少ないが、QRコードやバーコードを読み取る決済や、Google PayやApple Payによる決済等に対応できる店舗の増加とともに広がりつつある。

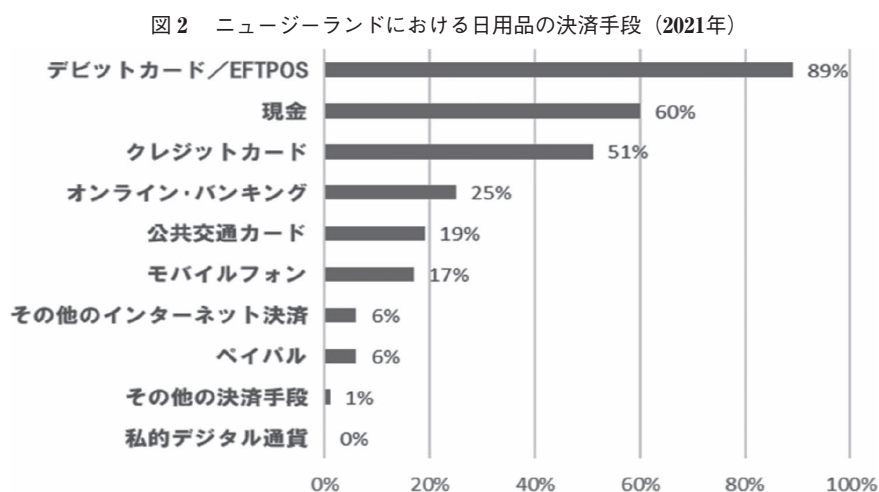
関連して付け加えておくと、近年、クレジットカードに類する決済手段としてBNPL (Buy Now, Pay Later) とよばれる方法が広がっている。いわゆる後払い決済方法で、商品の購入代金を後日支払うものである。ただしこれまでの後払い決済と違うのは、クレジットカード

3) World Bank, Global Financial Inclusion (<https://databank.worldbank.org/source/global-financial-inclusion>) の数字より。

を必要とせず、分割払いが可能で、利子や手数料もほとんどかからないというメリットがある。COVID-19下でとくに若年層の利用が拡大しており、35歳以下の50%がBNPLを利用したことがあるとも報告されている⁴⁾。しかし、消費者が過剰な債務を抱えるリスクも当然付きまとい、懸念する向きもある。

次に、日用品購入の決済手段に関する調査についても見ておこう。

図2では、食品や雑貨、食事、切符等、少額支払いも含めた日用品支払いでも、デビットカード/EFTPOSが頻繁に使用されている状況がうかがえる。クレジットカードもおおよそ半数の人が使用しており、さらにモバイルフォンの使用や、オンライン購入による決済も行われている。そして、現金に関しては60%の人が決済手段として利用している。日用品購入についての現金使用の有無を質問した別の項目では、2017年、2019年はいずれも96%とほとんどの人が現金も使うと回答したが、2021年では現金も使うという回答は63%だった⁵⁾。COVID-19の影響もあって、現金使用は数年でかなり減ったことになる。それでも、日常のさまざまな場面や状況において、現金の出番がまだ存在することを示している。キャッシュレスは進むものの、現金を決済手段として使用するのは、店舗等が現金しか受け取らないからという理由を29%の人が挙げ、ついで18%の人が少額の支払いにカード等を使いたくないという理由を挙げている。ただし、決済にもっぱら現金のみを使用する人（heavy cash users）の割合は、2017年の5%から2021年には2%へとさらに減少している。



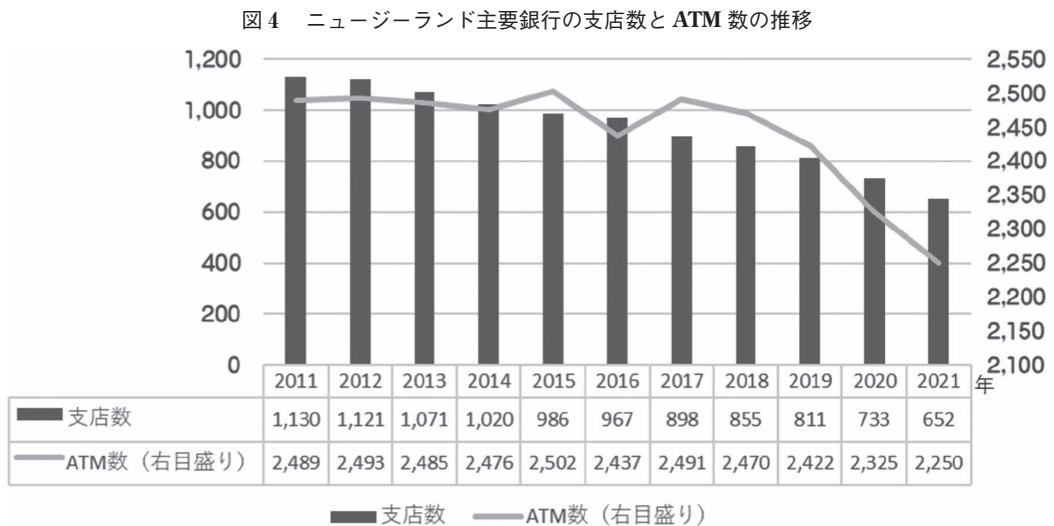
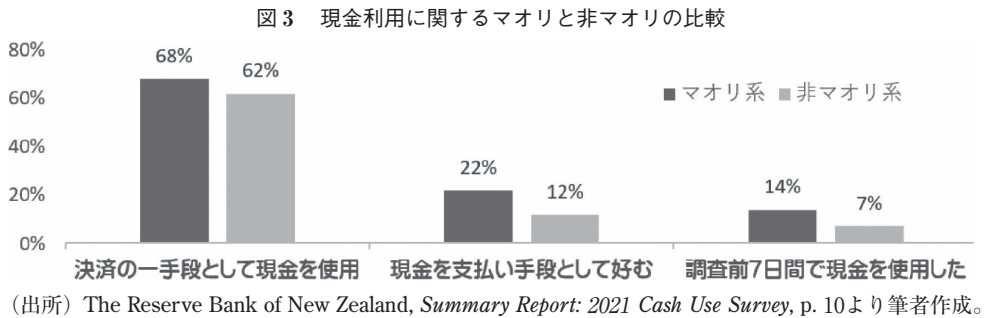
(出所) The Reserve Bank of New Zealand, *Summary Report: 2021 Cash Use Survey*, p. 7.

4) KPMG, *Financial Institutions Performance, Quarterly Results*, June 2021, p. 17.

5) The Reserve Bank of New Zealand, *Summary Report: 2021 Cash Use Survey*, February 2022, p. 4. 以下本節のアンケート回答数字は全て同レポート p. 4~p. 10より引用。

マオリと非マオリの人の現金利用の違いも報告されている。図3に示されているようにマオリの人々の方が現金の使用率が68%と高く、また22%が現金を支払い手段として好んでいて非マオリの12%と大きな差がある。マオリの42%の人は文化的理由（たとえばKoha<贈り物>）を現金使用の理由の一つに挙げている。マオリと現金の問題については、次節で再度触れることにする。

さらに居住している地域によっても、現金利用に差がある。都市部（urban centres）に居住している人で現金を使用する人の割合は59%であるのに対し、地方（rural areas）に居住している人では73%が現金を使用するという結果が出ている。一方で、現金の入手は91%がATMから行うという状況であるが、地方居住の10%、都市部居住の6%の人が、ATMや銀行の支店が遠い等の理由で現金の引き出しに幾分の困難を感じている。図4は、ニュージー



ランド主要銀行の支店数と ATM 数の推移を2011年から2021年まで見たものであるが、11年間で支店が478店、ATMが239台、それぞれ減少している。キャッシュレスの進展に呼応して、銀行支店が閉じられたり、ATMが撤去されたりしていることがうかがえる。

以上のことから、キャッシュレスがこれだけ普及している社会で、現金が少量であれ利用されていることは、通貨当局にとって大きなコストがかかっており、通貨制度に関して新たな問題も生じてきた。そこで、中央銀行であるニュージーランド準備銀行によって、現金や貨幣の今後のあり方を検討するさまざまな調査や報告がなされるようになった。

II ニュージーランド準備銀行による調査と貨幣の理論

ここでは、ニュージーランド準備銀行の調査が、当初のキャッシュレス進展下における現金に関する整理と意見聴取（以下「第1ステージ」と言う）から、新たに貨幣に関して発行した3つのペーパーによる意見表明とアンケート（以下「第2ステージ」と言う）に移行していく過程を確認することから始める。表1は、第1ステージと第2ステージにおいて、ニュージーランド準備銀行がメインとして公表した調査資料と回答サマリーである。

第1ステージは、2019年10月に「The Future of the Cash System」として主にキャッシュレスに関して国民にアンケートを求め、一定の法改正や政策の整備につなげたものである。この第1ステージに関連したさまざまな調査やアンケート回答のサマリーについては前稿で触れた⁶⁾ので繰り返さないが、おおよそ次のような内容が結論づけられた。すなわち、アン

表1 ニュージーランド準備銀行による現金および貨幣に関する調査とサマリー

ステージ	発表年月	タイトル
第1ステージ	2019年10月	Consultation Paper – The future of the cash system – Te pūnaha moni anamata
	2020年6月	Summary of submissions: Consultation Paper – The future of the cash system – Te pūnaha moni anamata
第2ステージ	2021年9月	The Future of Money – Central Bank Digital Currency (Te Moni Anamata – Aparangi ā Te Pūtea Matua)
	2021年9月	The Future of Money – Stewardship (Te Moni Anamata – Kaitiakitanga)
	2021年11月	The Future of Money – Cash System Redesign (Te Moni Anamata – He Whakahou i te Pūnaha Moni)
	2022年4月	Future of Money – Te Moni Anamata: Summary of responses to our 2021 issues papers

(出所) The Reserve Bank of New Zealand の発表をもとに筆者作成。

6) 川本明人, 前掲論文, 参照。

ケートによって、ニュージーランドでは現金の使用が大きく減少している一方で、多くの国民が時折現金を使用し、その価値を認めており、また、もっぱら現金のみに頼っている国民も一定数存在していることが明らかになった。そのため、現金の使用が減少している現実と、現金へのアクセスを確保する必要性に鑑み、ニュージーランド準備銀行は現金システムの遂行や監督のためにこれまで以上に大規模で積極的な役割を果たす必要があることを表明した。

そして、新たに第2ステージに入っていく。第2ステージは名称も「The Future of Money」と改められ、2021年9月と11月にニュージーランド準備銀行が発出した3本のペーパーに関して、国民やビジネス界、諸組織から意見を求めたものである。これらペーパーの公表に先立ち、まず法改正が行われた。すなわち、2019年4月に、準拠法である「1989年ニュージーランド準備銀行法」を改正し、国民のニーズに応えるために現金発行を行うということを正式な目的として掲げた。次いで2021年8月に、同法を「2021年ニュージーランド準備銀行法 (Reserve Bank of New Zealand Act 2021)」に改訂し、中央銀行の役割として現金システムの機能を徹底的に監視し、現金に対する国民のニーズを満たすことを保証すると明文化した。

また、現金使用比率が相対的に高いマオリに関して、「マオリの価値観はニュージーランド国民のアイデンティティの一部である」とした2018年の「Te Ao Māori 戦略」に基づいて、通貨政策等についても、マオリのビジネスや文化に与える影響を理解することやマオリの価値観を取り入れること⁷⁾が、すべてのニュージーランド人の幸福と繁栄を促進するとして⁸⁾。あわせて、2020年2月にニュージーランド準備銀行のオア総裁が、「Te Ao Māori 戦略」に言及したスピーチの中で、「現金は金融包摂 (financial inclusion) を確保し、事業継続を可能にする上で重要な役割を担っている。私どもは、国民が現金を決済手段として残すことを強く望んでいることをはっきりと聞いた」と述べた⁹⁾。

以上の法改正や発言からして、キャッシュレスが進みながらも一定の現金の必要性が求められているというのが、ニュージーランド準備銀行の現状認識であることがうかがえる。そして、2021年9月から既述のように、「The Future of Money」と題された3本のペーパーに関して意見を聴取する第2ステージとなる。これらのペーパーの内容で注目すべき点として、貨幣概念に関してより包括的で踏み込んだ説明がなされていることが挙げられる。このこと

7) マオリコミュニティを代表するものとして、iwi (イウィ) とよばれる部族 (グループ) が存在する。ニュージーランドにはおよそ100の iwi が存在し、そこでは、marae (マラエ：集会所) への保険である集団マラエ保険や健康保険、貯蓄、投資などさまざまな金融サービスを提供する機関が設けられている。さらに奨学金や助成金、補助金なども提供している。これらと銀行や保険会社が競争していくことは容易ではないことも指摘されている。Roanna McLeod and Victor Lam, “An Overview of Māori Financial Services Institutions and Arrangements”, RBNZ, April 2021, 参照。

8) The Reserve Bank of New Zealand, Te Ao Māori: an evolving and responsible strategy, <https://www.rbnz.govt.nz/about-us/te-ao-maori-strategy> (2022年5月11日確認)。

9) Adrian Orr, “Aiming for Great and Best for Te Pūtea Matua -A speech delivered to Canterbury Employers’ Chamber of Commerce in Christchurch”, February 2020.

は、第 1 ステージの主要な課題であったキャッシュレスのあり方を模索するのみならず、進展するデジタル金融への対応や、CBDC を導入する是非を整理することが喫緊の課題となったことが背景にあると思われる。そこで、3 本のペーパーで重ねて述べられている貨幣概念の特徴をまず見ておこう。

ペーパーでは最初に、貨幣を中央銀行貨幣と私的貨幣に二分する。すなわち、中央銀行貨幣とは、現時点では中央銀行が発行している物理的な実体のある現金（紙幣および硬貨）であり、それ以外の個人や企業が民間銀行に持つ預金はすべて民間銀行が発行した私的貨幣という整理である。通例、貨幣は、商品価値の尺度機能（価格設定）、商品交換を媒介する交換手段機能、そして価値保蔵手段機能を果たすものとして機能面から説明される。こうした機能面を重視すると、とりわけ交換手段において誰でも受け取ることができる「欲望の二重性」を満たすものとして貨幣が登場する。ここから普遍的な価値を有する物理的素材として金や銀などが貨幣として使われ、その後不換紙幣に代わったという歴史も交えた説明になる。

ところが、先のニュージーランド準備銀行が行っている説明は、こうした貨幣機能よりも貨幣の発行主体に基づく区分を重視する。そして、ここで強調されている論点は、貨幣の流通の根本にあるのが信頼（trust）であるということである。金など貴金属が貨幣の本来の姿であるとするのは、貴金属の物理的な価値に信頼を求めているからである。他方で、信頼のもう一つの姿が、法的貨幣（fiat money）である。これは、貨幣を発行する国家などへの信頼、あるいは法律への信頼に基づいて流通するものである。ニュージーランド準備銀行は、現在のニュージーランドの貨幣は、言うまでもなく中央銀行ないし国家への信頼を背景に流通する fiat money であると明確に位置づけている¹⁰⁾。

ここで述べられていることを少し言い換えると、中央銀行と民間銀行からなる現在の銀行システムは信頼に基づいて構築されており、現金はその重要な要であるということであろう。民間銀行は、私的貨幣として借り手に資金を貸し出し、借り手の預金通貨を作るという信用創造を行う。ここでの預金通貨は現金に転換されることなく決済等にも用いられるが、民間銀行は、こうした預金を生み出すことができるという特権を行使しながら、私的貨幣である預金と中央銀行貨幣である現金からなるマネーの供給を担っているのである。こうした階層

10) The Reserve Bank of New Zealand, *The Future of Money-Central Bank Digital Currency*, 2021, pp. 7-8. なお、ニュージーランド準備銀行は、貨幣概念として歴史的に議論されてきた商品貨幣と信用貨幣の対立にもふれ、貨幣は社会的装置であり、歴史的にも信用貨幣としての機能が古くから存在したとして、マーティンの論証（Felix Martin, *Money: The Unauthorised Biography*, Failu, 2013, 遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』東洋経済新報社、2014年）を参考にしてしている。また、ニュージーランドの歴史を振り返っても、他国のように貴金属に価値を置くのではなく、当初から発行者への信頼に基づいた銀行券が流通していたとして、信用貨幣の面を強調する。今日、いわゆる現代貨幣理論（MMT）が台頭するなど貨幣概念が再検討される中で、ニュージーランド準備銀行の見解は興味深いものがある。

的な金融構造の根幹にあるのが国家への信頼であり、それを具体的に表象するのが現金であるということができる。

そして、ニュージーランド準備銀行は中央銀行貨幣である現金の役割として、さらに次の2点を強調する。第1は、現金は国民を金融的、社会的に包摂することを促進する。すなわち、銀行口座を持たない人でも経済取引を可能にするのが現金、すなわち中央銀行貨幣である。また、第2として、現金は私的貨幣を国民が信頼できるようアンカーの役割を果たすということである。価値のアンカーとしての中央銀行貨幣により、通貨単位をニュージーランドドルに一元化でき、インフレや雇用に関する金融政策を可能にすることも付言している。

以上の貨幣概念を明らかにしながら、ニュージーランド準備銀行は第2ステージで、中央銀行貨幣であるCBDCについても広く意見聴取をした。CBDCは、中央銀行が発行する中央銀行に対する請求権を表すデジタル通貨である。民間銀行の預金は民間銀行の負債であるが、CBDCは中央銀行の負債であり、政府および中央銀行への信頼に基づいて流通する。CBDCの発行形態としては多様に議論されているが¹¹⁾、今回のペーパーでは、詳細な技術的解題よりも、ニュージーランドのキャッシュレスの延長上にCBDCという通貨が考えられるのではないかという問題提起の面が強い。

ペーパーでは、CBDCの検討が必要な理由として、次のようなことが述べられている。第1に、キャッシュレスが進み、現金の使用が限定的であるニュージーランドにおいては、稀少な現金は価値のアンカーとしてはネガティブな影響を及ぼしかねない。第2に、イノベーションによる民間発行の通貨や暗号資産がグローバルに普及しており、世界の中央銀行がこうしたグローバル通貨が市場に与える潜在的なリスクに対し、代替手段としてCBDCの研究を始めている¹²⁾。さらにニュージーランドで海外のテック企業によるグローバル通貨が成功裏に発行されれば、多くの取引や貯蓄がニュージーランド以外の国やオフショアでなされる

11) たとえば発行形態として、口座型とトークン型の2つに分類されることがある。口座型は従来の預金口座と同様に、利用者とCBDCを個人認証によって紐付ける。一方、トークン型は、通貨の一定額（金銭的な価値の塊）とユーザーを公開鍵暗号方式によって紐付けるもので、ブロックチェーンを活用した暗号資産の技術で利用されている方法である。また、利用の形態として金融機関の大口決済に利用する「ホールセール型CBDC」と、個人や企業など幅広いユーザーの利用を想定した「一般利用型CBDC」の2形態としても分類される。とくに後者は、中央銀行とユーザーとの間を民間の金融機関等が仲介する間接型のCBDC発行形態が想定されている。これらについては、日本銀行もまとめている。日本銀行「中銀デジタル通貨が現金同等の機能を持つための技術的課題」『日本銀行決済システムレポート別冊シリーズ』2020年7月、および日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」2020年9月、https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/data/rel201009e1.pdf（2022年5月11日確認）等を参照。

12) これについては、アメリカ大手IT企業のフェイスブック（現在はメタ）が、2019年にデジタル通貨リブラの構想を発表したことから、各中央銀行でCBDCの開発や導入のための議論が進んだ事例を念頭に置いていると思われる。その後リブラは、法定通貨で価値を裏付けるステーブルコイン型への転換や、名称も「ディエム」に改めるなどして発行を模索したが、2022年1月に「ディエム」も発行中止となった。

ことになり、中央銀行の金融政策が限定的になってインフレ政策や雇用政策ができなくなり、ひいてはニュージーランドの通貨主権の喪失につながってしまうという危機感も表明されている¹³⁾。

さて、以上の第 2 ステージにおける 3 本のペーパーについての国民からの意見が、サマリーとして 2022 年 4 月に公表された。それによると、COVID-19 下で、オンラインによる公開ウェビナーを実施するなどして合計で 6,882 通の意見が寄せられ、うち大半の 6,404 通が CBDC についてのものであった。サマリーでは、次のような CBDC 導入への心配や懸念が紹介されている。たとえば、CBDC の導入によって現金が使えなくなってしまうことへの不安、銀行サービスがさらに低下することへの心配、プライバシー侵害や漏洩の問題、政府による国民管理の懸念などである。そして、きわめて多くの回答者が、うまく機能する現金システムを持つことを支持していること、現金へのアクセスは基本的な人権であるという意見があること、現金は教育や寄付、ギフトなどにも利用され、ニュージーランド国民の社会的・文化的生活にとって重要であるという多くの意見があること、などが紹介されている。

これらの意見に対してニュージーランド準備銀行は、たとえ CBDC の導入が決まったとしても、現金を CBDC に置き換えようとする意図はないこと、CBDC と現金は対立するものではなく相互補完的なものであること、CBDC がもたらしうるイノベーションから利益を得ることができる一方で、現金も依然として他の必要性を満たしたり選択肢を提供したりするためにあること、プライバシー保護のための法案の制定や技術的ソリューションのための調査・研究などを継続していくこと、などのレスポンスを示している¹⁴⁾。

第 2 ステージは、第 1 ステージからさらに広範かつ原理的な理論を展開することで、貨幣や通貨を巡る議論を整理し意見を求めたものであったが、結果的には第 1 ステージと類似の、現金の必要性をニュージーランド国民が求めているということの再確認となった。

III ニュージーランドの銀行活動の現状

ここでは、現金を国民に最終的に流通させるニュージーランドの民間銀行について見ておく。ニュージーランドは、外国銀行が国民経済における金融取引に大きく関わってきた国である。弾みをつけたのが、1980 年代半ばの労働党政権下の財務大臣であったロジャー・ダグラスによるディレギュレーション（規制緩和）をベースにした経済大改革（ロジャーノミクス）であり、これにより銀行間の競争が激化した。そして、銀行間の統合が相次いで行われ、1990 年代半ばにはニュージーランド銀行のほとんどが海外銀行に吸収された。とりわけオー

13) 以上、The Reserve Bank of New Zealand, *The Future of Money-Central Bank Digital Currency*, 2021, pp. 12-13, および p. 27ff., 参照。

14) 以上、The Reserve Bank of New Zealand, *Future of Money-Te Moni Anamata: Summary of responses to our 2021 issues papers*, April 2022.

ストラリア系銀行の買収意欲が活発で、1861年にオークランドで開業した Bank of New Zealand は1992年に National Australia Bank に買収され、1847年に Auckland Savings Bank として設立された ASB は、2000年には Commonwealth Bank of Australia により完全子会社化された。1867年設立で1966年からイギリス Lloyds 銀行グループになっていた The National Bank of New Zealand は、2004年にオーストラリアの ANZ に買収された。そして、今日においても、活動の主体はオーストラリア系を中心に大半外国銀行系の支店や現地法人である¹⁵⁾。

ニュージーランドで活動する銀行は、国内銀行か海外銀行か、また海外からの現地法人としての進出か支店形態での進出かを問わず、中央銀行であるニュージーランド準備銀行のもとに登録が義務化され、中央銀行の管理下に置かれている¹⁶⁾。2020年で登録銀行は27行ある。その内訳は、ニュージーランド資本による国内銀行が5行、海外銀行は22行である。この海外銀行22行は、現地法人登録が10行、支店登録は12行となっているが、現地法人および支店の両方に登録 (dual registered) して業務を展開している海外銀行が7行存在する。したがって現地法人登録のみが3行、支店登録のみが5行となる。現地法人はニュージーランド国内の法規制に従うことになるが、支店の方は原則的に親銀行国の法規制を基準とした海外業務であり、ニュージーランドの規制に関して限定的である。しかし、徐々に海外支店の資産規模が拡大してきており、ニュージーランド準備銀行は海外銀行の支店に関する課題をまとめ、これについても意見聴取をしている¹⁷⁾。表2は、ニュージーランド登録銀行27行のリストとその登録形態である。

登録銀行の中で、オーストラリアの4大銀行グループである ANZ (ニュージーランド現地法人は ANZ)、Commonwealth (ニュージーランド現地法人は ASB)、National Australia Bank (ニュージーランド現地法人は BNZ)、Westpac (ニュージーランド現地法人は Westpac NZ) は、いずれもニュージーランドでも大きなパフォーマンスを示している。この4大銀行に対して、ニュージーランド自前のトップ銀行として存在するのが kiwibank である。2002年3月、労働党政権のもとで NZ 政府保有のニュージーランドポストの100%子会社としてオープンした¹⁸⁾。また、その他の国内銀行として、小規模だが伝統のある TSB Bank、住宅金融組

15) ニュージーランド銀行の歴史については、New Zealand Bankers' Association, *Banking in New Zealand*, 4th ed., 2006, および川本明人「ニュージーランドにおける多国籍銀行の展開——「現地通貨建て現地債権」の分析から——」『修道商学』第55巻第2号, 2015年2月, 等を参照。

16) ニュージーランドでは、登録銀行以外に、預金を取り扱うことができるノンバンク預金取扱金融機関 (Non-Bank Deposit Takers) として、住宅金融組合、信用組合、金融会社等がニュージーランド準備銀行から営業認可を受けている。「ノンバンク」とされているが、預金受け入れをはじめ登録銀行と同種の金融サービスを行っている。

17) The Reserve Bank of New Zealand, *Review of Policy for Branches of Overseas Banks: Consultation Paper*, October 2021.

18) 現在は、NZ Post (53%)、NZ 年金基金 (25%)、および事故補償保険の ACC (22%) の政府系機関による出資で構成されている。

表 2 ニュージーランドの登録銀行一覧

銀行名	登録日	登録形態	親銀行
ANZ Bank New Zealand Ltd	1987年 4 月 1 日	現地法人	ANZ (オーストラリア) ◆
Australia and New Zealand Banking Group Limited	2009年 1 月 5 日	海外支店	
ASB Bank Limited	1989年 5 月 11 日	現地法人	Commonwealth (オーストラリア) ◆
Commonwealth Bank of Australia	2000年 6 月 23 日	海外支店	
Bank of Baroda (New Zealand) Limited	2009年 9 月 1 日	現地法人	Bank of Baroda (インド)
Bank of China (New Zealand) Limited	2014年 11 月 21 日	現地法人	中国銀行 (中国) ◆
Bank of China Limited	2018年 3 月 29 日	海外支店	
Bank of India (New Zealand) Limited	2011年 3 月 31 日	現地法人	Bank of India (インド)
Bank of New Zealand	1987年 4 月 1 日	現地法人	National Australia Bank (オーストラリア)
China Construction Bank (New Zealand) Limited	2014年 7 月 15 日	現地法人	中国建設銀行 (中国) ◆
China Construction Bank Corporation	2017年 12 月 21 日	海外支店	
Citibank N A	1987年 7 月 22 日	海外支店	Citibank (アメリカ)
Heartland Bank Limited	2012年 12 月 17 日		国内銀行
Industrial and Commercial Bank of China (New Zealand) Limited	2013年 11 月 19 日	現地法人	中国工商銀行 (中国) ◆
Industrial and Commercial Bank of China Limited	2020年 5 月 18 日	海外支店	
JPMorgan Chase Bank NA	2007年 10 月 1 日	海外支店	JPMorgan Chase (アメリカ)
Kiwibank Limited	2001年 11 月 29 日		国内銀行
Kookmin Bank	1997年 7 月 14 日	海外支店	KB 国民銀行 (韓国)
MUFG Bank, Ltd	2004年 3 月 1 日	海外支店	三菱 UFJ 銀行 (日本)
Rabobank New Zealand Limited	1999年 7 月 7 日	現地法人	Rabobank (オランダ) ◆
Coöperatieve Rabobank U.A. trading as Rabobank Nederland	1996年 4 月 1 日	海外支店	
Southland Building Society	2008年 10 月 7 日		国内銀行
The Co-operative Bank Limited	2011年 10 月 26 日		国内銀行
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	1987年 7 月 22 日	海外支店	HSBC (イギリス)
TSB Bank Limited	1989年 6 月 8 日		国内銀行
Westpac New Zealand Limited	2006年 10 月 31 日	現地法人	Westpac (オーストラリア) ◆
Westpac Banking Corporation	1987年 4 月 1 日	海外支店	

(注) 親銀行欄の◆は二重登録銀行を示す。

(出所) The Reserve Bank of New Zealand の発表をもとに筆者作成。

合から再編された SBS Bank (Southland Building Society) および Heartland Bank, 協同銀行である The Co-operative Bank がある。

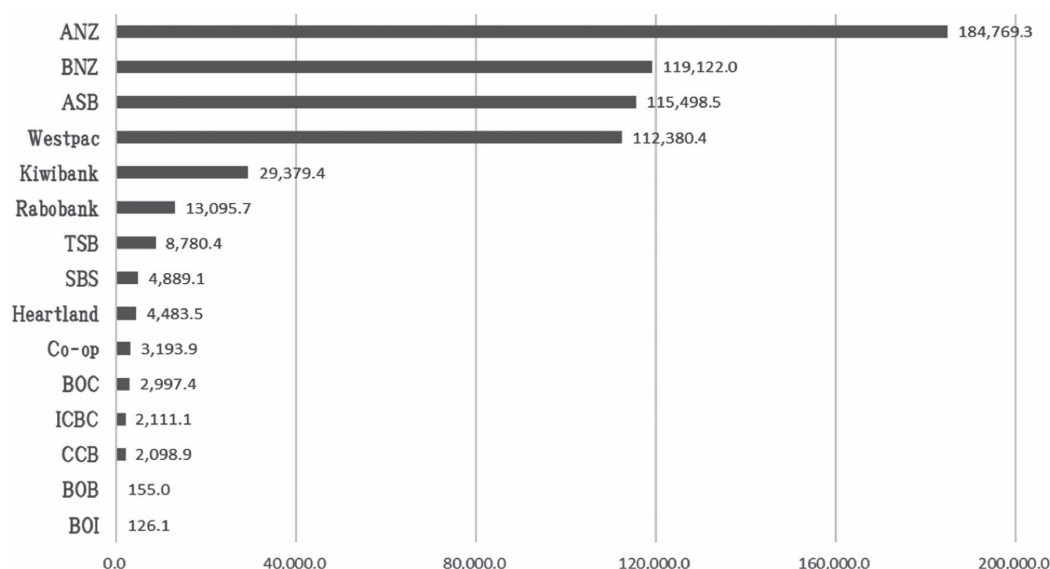
図5は、2021年9月末のニュージーランドの国内銀行および外国銀行現地法人の資産規模を見たものである。資産規模では、ANZが最大で他を引き離しており、他の3行を加えたオーストラリア系4大銀行の合計で全体の88%を占めている。

オーストラリア系4大銀行にKiwibankを加えたニュージーランド5大銀行の、2019年9月から2021年6月までの四半期ごとの正味利益の推移は図6のようになっている。

正味利益も資産規模が最大であるANZが他を引き離している。5大銀行の正味利益はロックダウンによる経済への影響が大きく出た2020年3月から9月にかけて減退したが、2020年後半から2021年にかけて上昇に向かった。ただし2021年6月期には再び減退している。

同様の傾向は、銀行の貸出金増加率推移を示した図7からも見てとれる。5大銀行の貸出金増加率推移を見ると、Kiwibankが他のオーストラリア系4大銀行と比べて高く、コロナ禍でもオーストラリア系銀行ほど比率を落としていない。貸出金の中身を見ていくと、全体として住宅価格の上昇に影響された住宅貸付が増加しており、消費や事業への貸付、農業貸付などは低下している。Kiwibankは2020年で住宅貸付が11%増加したと報告している¹⁹⁾。そしてKiwibankをはじめとしてほとんどの銀行が、コロナ禍での対応として、特に住宅ローン

図5 ニュージーランド銀行の総資産規模 (2021年9月末)



(単位：100万 NZ ドル)

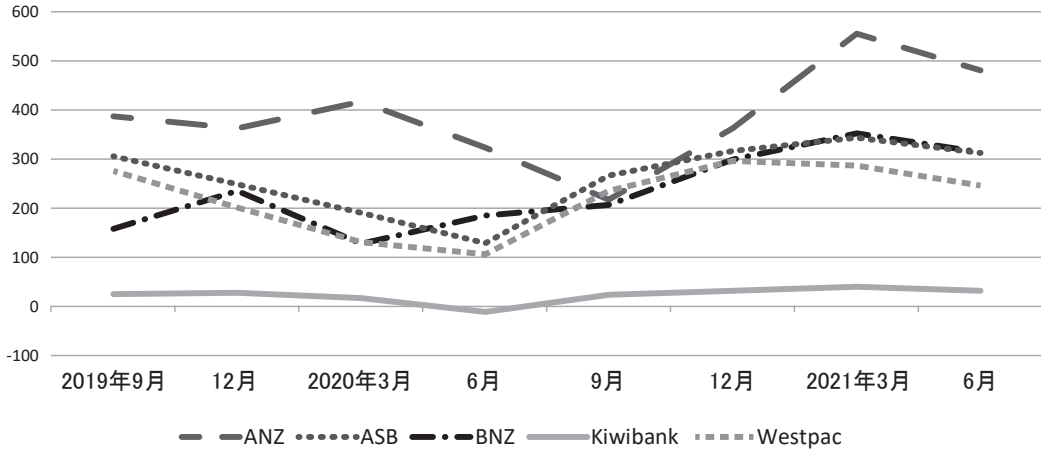
(出所) The Reserve Bank of New Zealand, Historical Dashboard より作成。

19) Kiwibank, *Full Year Results*, June 2021, p. 7.

の利子のみの返済を可能としたり、返済時期を延期したりするなどの顧客サービスを積極的に行ってきたと報告している。

以上に見られるように、ニュージーランドの 5 大主要銀行活動は、COVID-19 下でも一般的に順調な傾向にあることがうかがえる。そして、現金取引を回避する風潮も生まれたことから、銀行も積極的にモバイルアプリの充実やインターネットバンキングの拡充などを通して

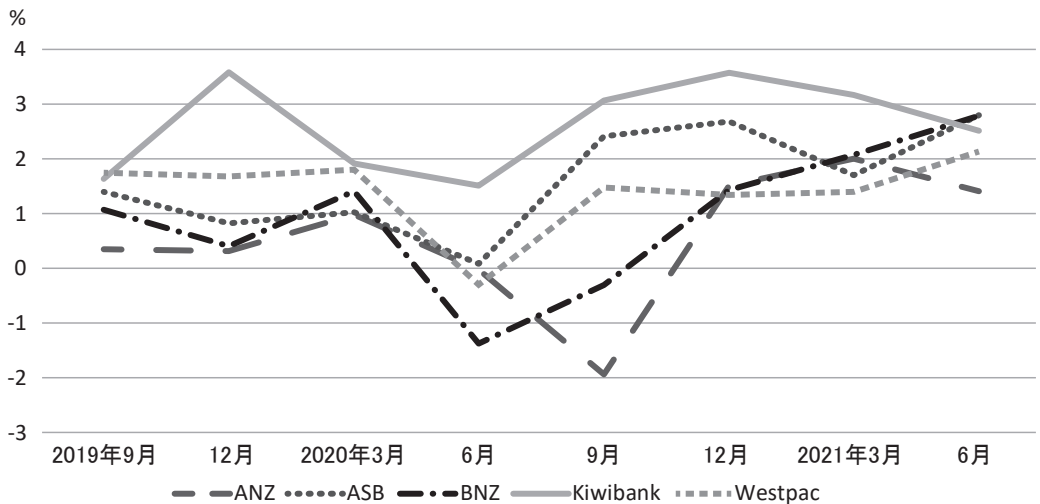
図 6 5 大銀行の正味利益推移



(単位：100万 NZ ドル)

(出所) KPMG, *Financial Institutions Performance, Quarterly Results*, June 2021.

図 7 5 大銀行の貸出金増加率推移



(単位：%)

(出所) KPMG, *Financial Institutions Performance, Quarterly Results*, June 2021.

キャッシュレスをさらに進めることになった。たとえば ANZ は、2021年の *Annual Report* で、COVID-19によって顧客はますますデジタル銀行サービスを使うようになり、支店への不要な来訪やコンタクトセンターへの電話が減っていると述べている。ニュージーランドにおいても、ANZのほとんどの顧客がデジタルのセルフサービスチャネルを利用し、2021年だけでインターネットバンキングや銀行サービスアプリである goMoney 利用のために72,000のアカウントが開設されたとしている。goMoney アプリは、口座の管理や口座間での送金、デビット・EFTPOS・クレジットのカード管理、住宅ローンの詳細表示や KiwiSaver アカウントの管理など、個人が日常生活に必要な金融サービスをほとんどそろえている²⁰⁾。キャッシュレスの潮流に乗り、デジタル通貨の付加価値をさらに高めようとする戦略と言える。

いずれにしても、オーストラリア系銀行のパフォーマンスが高いニュージーランドであるが、外国銀行とは言えニュージーランドにしっかりと浸透し、リテールを主体とした顧客サービスにおいて Kiwibank など国内銀行と熾烈な競争を展開している。おおむねオーストラリア銀行の良好なパフォーマンスが、ニュージーランドにおける金融活動に対しても良い影響を与えているという見解が多い。

さて、キャッシュレスの進展で、顧客と銀行との関係も少しずつ変化している。とくに顧客が銀行に感じるアンケートからは、銀行への不満や不信の兆候も報告されている。たとえば、ニュージーランド金融市場庁 (FMA) が2018年に2,005人を対象に行ったアンケートでは、銀行を信頼できるとした人は42%にとどまっており、24%の人が銀行スタッフからクレジットカードや保険等不要な金融商品を購入するよう言われたと回答した²¹⁾。さらに、Consumer NZ が2022年1月および2月にニュージーランド国民2,428人を対象に行った銀行満足度調査では、銀行に対して信頼感を持っていない人が46%あり、とくに手数料や課金が高いと感じる人が73%にもぼっている。そして、トラブルも多く、2021年に銀行は98,211件の顧客からのクレームを銀行オンブズマンに報告したと述べている²²⁾。

以上のアンケート結果に関して、単純に断定はできないが、キャッシュレスやフィンテックが急速に銀行環境を変化させるなかで、銀行の顧客サービスが十分追いついていない状況も見てとれる。ニュージーランドの主要銀行全体で、支店数や ATM 数がキャッシュレスによって減少してきていることはすでに第 I 節で見たが、これらも顧客サービスの低下と感じられる要因の一つになっていると思われる。

20) ANZ, *Annual Report 2021*, p. 16. および ANZNZ のウェブ説明 (<https://www.anz.co.nz/banking-with-anz/ways-to-bank/gomoney/?pid=RET-CHA-VAN-goMoney-ongoing> (2022年5月5日確認)), 参照。

21) FMA, *Bank Conduct and Culture*, October 2018, (<https://www.fma.govt.nz/assets/Reports/FMA-RBNZ-Consumer-Survey-for-Bank-Conduct-Report.pdf> (2022年4月14日確認))。

22) Consumer NZ, <https://www.consumer.org.nz/articles/bank-satisfaction-survey-2022> (2022年5月23日確認)。

IV フィンテックが変える決済システム

ニュージーランドのキャッシュレスに関しては、これまで述べたような課題を持ちながら、ほぼ十分浸透した状況にあると言える。そこで今後は、現金流通量をさらに減らしたり、現金比率を一段と下げたりすることよりも、キャッシュレス決済に用いられているデジタル技術をどう進化させて、より使いやすい決済システムを開発するかに関心が移っていくだろう。

その中心となるのが、ITを生かした金融ビジネスであるフィンテックである。フィンテックはニュージーランドにおいて年間成長率31%と急速に発展している部門であり²³⁾、スタートアップやスケールアップ段階のものも含めて、ニュージーランドにはフィンテック企業も多くある。その中には、たとえばセントラリティ (Centrality/CENNZ) のように、近年、暗号資産 (仮想通貨) 技術を活用した資金調達である ICO (Initial Coin Offering) に成功した事例もある²⁴⁾。こうしたニュージーランドのフィンテック企業が、プラットフォーム開発、アプリの設計、暗号資産への取り組みなどを積極的に進め、これまでの銀行ビジネスに革新をもたらし、旧来の銀行ネットワークによる決済システムを大きく変えようとしている。

現在ニュージーランドで議論されているのが、オープンバンキングという仕組みである。その核となるのが API (Application Programming Interface) という方式であり、これは銀行の顧客データをテクノロジー企業など信頼できる金融サービスプロバイダーと共有するものである。そして、これを支える法的枠組みが消費者データ権 (Consumer Data Right: CDR) で、消費者が銀行の保有する自らに関するデータを第三者 (サードパーティ) に提供することを許可するものである。2021年7月にニュージーランド政府は、消費者データ権の制定に向け準備をすることを決定した。オープンバンキングが進むと、たとえば顧客が住宅ローンを組む時に、サードパーティに銀行のデータにアクセスする許可を与えることで、顧客にとって最適な金利や条件を交渉することができる。また、企業のさまざまなデータ分析による新たな信用リスク評価を用いて、困難とみられていた中小企業への融資もこれまでの銀行基準とは異なった判断がなされることも期待できる。

オープンバンキングは、ニュージーランドの決済業界で構成されている Payments NZ が中核となり、ニュージーランド準備銀行も支援する形で進められている。Payments NZ は、これまで銀行の専業とされてきた決済システムをより効率化するためには、IT 企業やフィン

23) FinTech NZ, *FinTech Open Finance Report 2022*, p. 28.

24) セントラリティは、オークランドを本拠地とし、ロンドンやメルボルンにも拠点を設置している分散型アプリケーション (DApps) のプラットフォームを開発するプラットフォームマーである。アプリの基礎部分になるモジュールを提供して、アプリの開発を容易にしたり、アプリを連携したりするために使われており、その売買のために「CENNZ」(センス) とよばれるトークンを発行している。セントラリティは、ニュージーランド政府からも支援を受けている。

テック企業と対立するのではなく、双方でシステムを構築する必要があるとしている。そして、オープンAPIの仕組みを取り入れれば、さまざまな金融サービスに関して大きなイノベーションと競争が促進され、顧客も自身のデータをより自由に管理できるようになるという構想をかかげている²⁵⁾。

オープンバンキングは、イギリスやEUなどで積極的に議論されているが²⁶⁾、ニュージーランドに直接的に影響を与えると考えられるのは、オーストラリアの動向である。オーストラリアではオープンバンキングの実施を2018年5月に決めた後、銀行顧客データのサードパーティへの提供範囲を徐々に拡大していき、2022年2月からは全ての銀行が包括的な顧客データを提供することが可能になった。ニュージーランドでも、オーストラリアでのオープンバンキングと類似したプロセスが展開されることは十分予想できる。

ただ、政府サイドからは、総じて既得権を持つ大銀行においてオープンバンキングへのイニシアティブがなかなか発揮されず、このプログラムのインパクトはわずかなものにとどまっているという指摘がなされている²⁷⁾。フィンテック業界からも、とりわけオーストラリアの4大銀行がイノベーションに対する障壁になっているという意見も出されている²⁸⁾。確かに銀行からすれば、顧客データは自らのビジネスを推進する貴重なリソースであり、オープンバンキングでこれを共有することが銀行にさらなる利益をもたらすという経営判断は、簡単にはできないだろう。同時に、オープンバンキングをはじめとする今後のデジタル金融に関する最も大きな課題はセキュリティ問題であり、「信頼できるプロバイダー」というだけで個人情報情報を共有することは、顧客の不安や懸念は払拭できない。

銀行サイドからも、たとえばANZなどはオープンバンキングへの意見表明として、オープンバンキングは大きなイノベーションをもたらし、顧客サービスの充実や手数料引き下げなどをもたらすということで賛成の意向を示しながら、顧客はデータの共有に躊躇しており、当行が個人情報情報をしっかり保護することを期待しているとも述べている²⁹⁾。この表明通り、銀行が顧客保護のためのシステム作りにどれだけ貢献し投資をするのか、実際のところ不透明である。個人データを扱う企業が増えれば、それだけデータの誤操作事故や情報漏洩のり

25) Payments NZ, *Payments Modernisation Plan*, September 2020.

26) EUでは2015年に、新しい決済サービス指令（PSD2: Payment Service Directive 2）により、大手銀行が金融情報をサードパーティと共有することを要求している。オープンバンキングの概略および主要国の状況を紹介したものとして、翁百合「オープンバンキング時代の銀行業」NIRA オピニオンペーパー、no. 35, 2018年3月、BIS, Basel Committee on Banking Supervision, *Report on open banking and application programming interfaces*, November 2019, 等を参照。

27) Ministry of Business, Innovation and Employment, *Regulatory Impact Statement: Establishing a consumer data right*, June 2021, p. 14.

28) FinTech NZ, *FinTech Open Finance Report 2022*, p. 57.

29) <https://bluenotes.anz.com/posts/2022/01/anz-open-banking-data-finance-technology-innovation-new-zealand> (2022年4月27日確認)。

スタは高まる。そして、顧客データが漏洩した場合、銀行に問題がなくても顧客から責任を追及されることは十分考えられる。

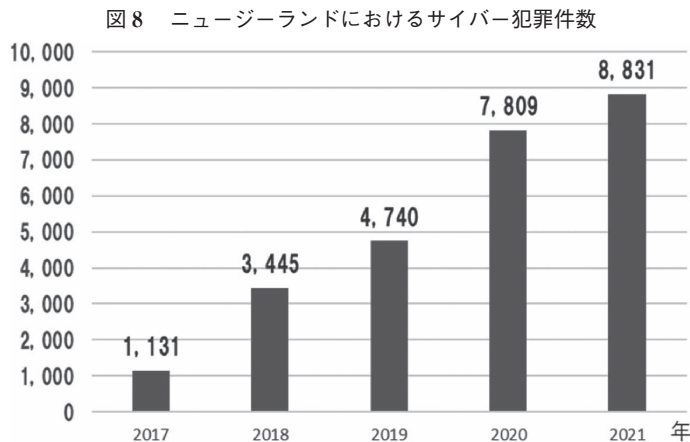
オープンバンキングがニュージーランド国民から支持されるためには、中央銀行であるニュージーランド準備銀行がどのような対策を今後も準備し、法整備をしていくかがきわめて重要になってくる。

V むすびにかえて——デジタル社会の課題

以上見てきたように、ニュージーランドにおけるデジタル化がますます進展するに連れて、既存の銀行とフィンテック企業との連携も加速し、さらに通信やエネルギーなどさまざまな業種の企業も参入して、デジタルに関わる熾烈な競争が展開されるだろう。

すでに述べたように、デジタル化の動きは法定通貨にも及んでいる。これまで見てきたように、キャッシュレスは、テクノロジーを駆使して決済過程において現金を登場させないようにした手法である。ここで現金の代わりに取引されるのは民間銀行が生み出す預金というデジタル通貨である。そのデジタル通貨を中央銀行が発行し、法定化しようとしているのが CBDC である。もし CBDC が導入されるようになれば、個人の生活や企業ビジネスが激変することは間違いない。ただ、ニュージーランド準備銀行が国民から集めた意見として、CBDC 導入に伴う個人のプライバシー侵害の懸念や、国家による国民の管理への恐れなどが多く寄せられたこともすでに述べた通りである。

データ保護やセキュリティ対策は、これまでもニュージーランドで重要な課題となってきた。図 8 はニュージーランドにおけるデジタル犯罪防止やセキュリティ対策を国際的枠組みで実施している CERT (Computer Emergency Response Team) NZ が報告している詐欺や不



(出所) CERT NZ, 2021 Report Summary.

正などのサイバー犯罪の件数である。2021年は前年から13%増の8,831件の事案が報告されており、この数は年々増加の一途をたどっている。

ニュージーランドでは、いわゆる仮想通貨取引所クリプトピアが2019年1月にサイバー攻撃に遭って破産し、現在債権回収の手続きがなされている³⁰⁾。さらに、2020年8月にはNZ証券取引所がDDoS(分散型サービス拒否)攻撃を受けて数日間取引停止に追い込まれたり、2021年9月にもNZポストやANZなどの金融機関がやはりサーバーにDDoS攻撃を受けてサービスが停止させられたりした。また2021年5月にはワイカト地域の複数の病院が大規模なランサムウェア攻撃を受けて医療システムや電話回線が機能不全に陥り、患者や従業員の個人情報を公開するという脅迫を受ける事案も起きた³¹⁾。ニュージーランドではセキュリティ対策がまだまだ十分ではないとの見方も広がっている。

キャッシュレス社会をさらに推し進めることは、私的貨幣であれ中央銀行貨幣であれ、デジタル通貨が社会の隅々まで浸透することである。その過程で大規模に蓄積されていく個人の情報は、漏洩や盗難のリスクに常にさらされている。国家による個人への監視や支配に利用されかねないという危惧もある。さらにデジタル通貨を支えるシステム障害や機能不全の可能性もある。

今後も進化していくキャッシュレスがニュージーランド国民のためになるには、デジタル通貨や社会を支える運営主体に対する信頼を一段と高める必要がある。社会的弱者や文化の多様性に目を向けながら、国民の意見を常にフィードバックしようとしてきたニュージーランド中央銀行や政府のキャッシュレスを巡る取り組みの是非は、新規性や効率性、企業利益の観点ではなく、ニュージーランド社会が追求してきた全ての国民の幸福(wellbeing)に寄与するかどうかでなされるべきである。

参考文献・参考 URL

翁 百合 (2018)「オープンバンキング時代の銀行業」『NIRA オピニオンペーパー』no. 35

川本明人 (2015)「ニュージーランドにおける多国籍銀行の展開——「現地通貨建て現地債権」の分析から——」『修道商学』第55巻第2号

川本明人 (2022)「ニュージーランドのキャッシュレス決済と COVID-19——ニュージーランド準備銀行の調査から——」『ニュージーランド研究』第28巻

30) クリプトピアは、2018年1月に日本の交換業者コインチェックから約580億円分の仮想通貨 NEM (ネム) が盗難に遭った事件に関連して、盗まれた通貨がクリプトピアで頻繁に入出金されていたという信頼を揺るがす事案があった。さらにこのクリプトピアは、2019年1月に仮想通貨約2,400万 NZドル分が盗まれるという事件が発生し、現在世界中の債権者との交渉が進められている。“Update for Cryptopia Claimants and Stakeholders 28 March 2022”, <https://www.grantthornton.co.nz/insights/update-for-cryptopia-claimants-and-stakeholders-28-march-2022/> (2022年5月11日確認)。

31) Security Brief, “The biggest cyber-attacks of 2021 in New Zealand”, October 2021, <https://securitybrief.co.nz/story/the-biggest-cyber-attacks-of-2021-in-new-zealand> (2022年5月11日確認)。

日本銀行 (2020) 「中銀デジタル通貨が現金同等の機能を持つための技術的課題」『日本銀行決済システムレポート別冊シリーズ』

BIS (2019) Basel Committee on Banking Supervision, *Report on Open Banking and Application Programming Interfaces*.

FinTech NZ (2022) *FinTech Open Finance Report 2022*.

KPMG (2021) *Financial Institutions Performance, Quarterly Results*.

Martin, Felix (2013) *Money: The Unauthorised Biography*, Failu, 遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』(2014) 東洋経済新報社

New Zealand Bankers' Association (2006) *Banking in New Zealand*, 4th edition.

The Reserve Bank of New Zealand (2021) *Summary Report: 2021 Cash Use Survey*.

The Reserve Bank of New Zealand (2021) *Review of Policy for Branches of Overseas Banks: Consultation Paper*.

日本銀行, <https://www.boj.or.jp/>

ゆうちょ財団, https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/New_Zealand-1.pdf

ANZ, <https://www.anz.com.au/personal/>

Australian Banking Association, <https://www.ausbanking.org.au/>

CERT NZ, <https://www.cert.govt.nz/>

Consumer NZ, <https://www.consumer.org.nz/>

FMA NZ, <https://www.fma.govt.nz/>

Kiwibank, <https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/>

Ministry of Business, Innovation and Employment, NZ, <https://www.mbie.govt.nz/>

Payments NZ, <https://www.paymentsnz.co.nz/>

The Reserve Bank of New Zealand, <https://www.rbnz.govt.nz/>

World Bank, <https://databank.worldbank.org/source/global-financial-inclusion>